和歌山IRに関するアドバイザリー業務 公募型プロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、和歌山 I R に関するアドバイザリー業務公募型プロポーザル 実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき実施する公募型プロポーザルにおいて、参加者からの提出物に基づき、業務を委託する事業者を公平かつ適正に審査を行うために必要な事項を定めるものである。

2 審査委員

和歌山県企画部公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員に任命された者とする。

3 審査方法

審査委員は、公募型プロポーザル参加者から提出された企画提案書を、当該参加者によるプレゼンテーションを開いたうえで、実施要領に定める委託事業者の選定方法に基づき審査するものとする。

4 審査基準

審査基準は下記に示すとおりとする。

①業務実施体制(15点)

区分	審査基準	配点
	・総括責任者、業務主任者及び担当者が適切に配置されているか	
業務実施体制	・円滑かつ効率的に業務を遂行する上で、業務実施体制について十分な工夫がなされているか	15 点
14 市月	・本業務の遂行に必要な情報や協力者等のネットワークを	
	有しているか	

②業務実績・経験(20点)

区分	審査基準	配点
事業者の	・事業者に本業務にふさわしい業務実績があるか	5 点
業務実績		

担当者等の	・担当者等が本業務にふさわしい業務実績・経験を有して	15 点
業務実績等	いるか	15 尽

③業務実施方針(20点)

区分	審查基準	配点
業務実施 方針	・業務目的及び業務内容について、十分に理解しているか	
	・各業務項目について、業務の特性を理解し、的確な業務	
	手順・課題認識等が示されているか	15 点
	・本業務の背景、IR制度設計の内容・議論状況等を十分	
	に理解し、的確な対応方針が示されているか	
	・利益相反行為を防止する上での対応方針について、有効	E F
	な提案がなされているか	5 点

④業務内容に関する提案(40点)

区分	審査基準	配点
I R 区域認 定獲得に向 けた検討・分 析について	 ・国会、政府におけるこれまでの議論や和歌山県IR基本構想(改訂版)等を踏まえ、和歌山県へのIR区域認定に向けて重要となる視点やポイントを適切に示せているか。 ・和歌山の区域認定獲得に向けて十分にサポートできることを説得力を持って示せているか。 	10 点
和歌山IR の事業性及 び開発条 件・事業実施 条件の検 討・分析につ いて	 ・和歌山IRの施設内容、収益構造、ビジネスモデル等の検討について、優れた着眼点・分析力を有しているか ・IR整備法第2条で規定される1号施設から6号施設の整備について、スケール・クオリティ・コンテンツ等の考え方の整理について十分にサポートできることを説得力を持って示せているか。 	10 点
I R事業者 の公募・選定 プロセスに ついて	・民間事業者の優れた提案を引き出していく上での公募プロセスの工夫について、有益な提案がなされているか。 ・デューデリジェンスについて、適切な手法が提案されているか。	10 点

⑤応募金額(5点)

区分	審査基準 (価格点の算定式)	配点
価格点	満点(5点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	5 点

5 採点方法

審査項目ごとに、各審査委員が評価を行う。

ただし、各項目において提案をしていない、又は提案の体裁が整っていない場合は、0点とする。

各審査委員の採点の合計点数を評価点数とする。